

(様式第1号)

令和元年度 第5回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和2年2月14日(金) 14:00~15:30	
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室1	
出席者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 西尾 裕子 委 員 豊原 五月 委 員 吉田 紋子 委 員 高橋 弘美 委 員 武田 淳 委 員 極楽地 愛子 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 中田 伊都子 委 員 江守 易世 委 員 武田 義勇貴 委 員 岡本 知代 委 員 田部 利依子 委 員 横山 宗助 委 員 北尾 文孝 委 員 三井 幸裕 欠席委員 半田 ひとみ  事務局 こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香 こども・健康部子育て推進課政策係長 高松 靖子 こども・健康部子育て推進課政策係主事補 井上 真由美  関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 管理部管理課長 山川 範 学校教育部学校教育課長 木下 新吾 学校教育部主幹(学校教育指導担当課長) 澁谷 倫子 社会教育部青少年育成課長 近田 真 こども・健康部子育て推進課入所係長 中村 達也 こども・健康部子育て推進課保育係長 池永 直子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之	

	学校教育部学校教育課主査（幼稚園教育担当） こども・健康部子育て推進課施設整備係主事	上埜 吉美 藤田 翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公開	
傍聴者数	1 人	

## 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

### <内容>

- (1) 第2期子育て未来応援プラン「あしや」(案) について
- (2) 教育・保育施設に係る利用定員の設定について

### <閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 第2期子育て未来応援プラン「あしや」に関するパブリックコメントの結果と意見に対する考え方について
- 資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- 資料3 第5章 地域子ども・子育て支援事業実績評価

## 3 審議経過

### <開会>

- (1) 開会の挨拶

### 【事務局挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

(事務局井上) 芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。この会議における内容や委員名も公開が原則であり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思っております。また、発言の際には挙手いただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いします。

続いて本日は委員19名の内、18名が出席で、この会議は成立しております。

会議の公開の件について、承認させていただきたいと思っておりますが、会長いかがでしょうか。

(寺見会長) 委員の皆様、会議の公開と傍聴の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(寺見会長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より資料確認】

(事務局廣瀬) 資料はお手元にお揃いでしょうか。

本日は第2期計画の最終の案についてご説明します。まず、次第の内容1『第2期子育て未来応援プラン「あしや」(案)について』、パブリックコメントの結果と市民の方からのご意見に対する考え方をご説明します。その後、次第の内容2「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」をご説明いたします。

会議全体で1時間半程度を予定しておりますので、時間内に終了出来ますようご協力をお願いいたします。

<内容1> 第2期子育て未来応援プラン「あしや」(案)について

(寺見会長) では、次第の内容『第2期子育て未来応援プラン「あしや」(案)について』、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) 事務局の高松です。私からは資料1と資料3についてご説明します。時間は20分程度を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

では、お手元に資料1『第2期子育て未来応援プラン「あしや」に関するパブリックコメントの結果と意見に対する考え方について』とパブリックコメント前の計画書原案の2点をご用意ください。

資料1の1枚目をご覧ください。昨年12月16日から今年の1月24日までの期間に実施した計画原案に対するパブリックコメント(市民意見募集)の結果です。閲覧方法は、項番1の(2)のとおりで、周知方法としては、市ホームページや子育てアプリ、広報12月号及び広報掲示板で意見募集について告知したほか、市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の掲示板に案内チラシを掲示し、小・中学校の全校児童・生徒には、案内チラシを配布したほか、子育てアプリでも情報を配信しました。

また、12月下旬に市内2か所で説明会を開催いたしました。その結果、項番1(3)のとおり、12名の方から56件の意見をいただきました。

項番2について、いただいた意見を分野ごとに大きく5つに分けますと、計画原案に関するご意見として51件あり、そのうち、計画全般について5件、子ども・子育て支援施策について9件、教育・保育について26件、地域子ども・子育て支援事業について11件、また、その他の意見として5件です。

さらに、項番3のとおり、意見に対する市の対応区分をA～Dの4つに分類しております。Aは意見を反映「意見を受けて原案に追加するもの、または原案の内容を修正するもの」として、5件です。Bは実施にあたり考慮「原案に基づき、計画を実施する段階で意見内容を考慮するもの」として、0件です。C原案に考

慮済み「意見の趣旨をすでに原案に織り込み済みのもの」として、1件です。D説明・回答「原案の趣旨を説明し理解を得るもの又は意見に対する回答」として、50件です。

次ページ以降に、意見の内容と市の考え方をまとめております。

1ページをご覧ください。資料の見方ですが、一番左の列に「No.」として、意見ごとに1～56番まで通し番号を付けています。そこから順に右側の列についてご説明します。一つ右側の「該当箇所」とその右側の「頁数」は、意見が計画上のどの部分に当たるかを記載しています。「受付No.」は、意見を受け付けた順に質問者に付番した番号を示しています。つまり、番号が同じものは、同一人物の意見ということになります。この点につきましては、例えば、お一人の質問者でも複数の分野に関するご意見をいただく場合がございますので、その場合は、まず意見を分野ごとに分割し、様々な分野に同じ質問者の意見が分割されて表記されていることから、「受付No.」を記載しております。「取扱区分」は、先ほどご説明したとおり、意見をA～Dに分類して示しています。「市民からの意見」は、いただいたご意見の全文掲載を基本としております。ただし、特定の法人や施設を指す表現等は、事務局の判断において、元の文言を可能な限り残しながら一部置き換えをしております。また、先ほども申し上げましたが、質問者の意見は分野ごとに分割されますので、同じ分野の中で、同趣旨と考えられる意見は並べて表記するようにいたしました。最後に、一番右側の列に、意見に対する「市の考え方」をお示ししています。

では、1ページから順に、分野ごとで取扱区分をAとしたものや同じ趣旨の意見が多かったものを中心にご紹介します。

計画全般についての意見は5件あり、取扱区分はすべてDとしております。No.4ですが、原案48ページの1. 基本理念の最終段落において、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、」という表現について、第一義的責任を説くのではなく、行政がどのように取り組んでいくか、市民に寄り添う姿勢を示すべきではないかというご意見がありました。このご意見に対して、市の考え方の欄に記載しておりますとおり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、子ども・子育て支援法の基本理念である「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」という考え方にに基づき、アンケート調査や芦屋市子ども・子育て会議における様々な立場の方々のご意見等から、地域全体で子育てをするという視点に立ち、原案をまとめている旨の回答をしております。

続いて、資料の2ページをご覧ください。子ども・子育て支援施策についての意見は9件あり、取扱区分をAとしたものが5件ございます。意見のNo.9～12にかけて、保育の質の保障の観点から、「研修等の実施といったことではなく、適切な指標で測定し、目標設定してはどうか。」というご意見や「公立民間

共に、保育の質が保障されるような施策をすすめてほしい。」といったご意見がありました。これらのご意見に対する市の考え方として、本計画において目標設定を行う対象は、国から示された指針に基づく第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業であるため、保育の質の目標設定は行うものではないとした上で、保育の質の評価については、今後、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、職員自身が日々の保育内容を振り返ることができるチェックシートを活用した取組を市内の保育施設等で実施する予定であり、また認可外保育施設にも広げていく旨の回答をしております。

さらに、ご意見を踏まえて、【修正箇所】に記載のとおり、計画書原案70ページの第4章基本目標2「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」の施策の方向1「就学前教育・保育の体制確保」の関連事業No.6として「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」を追加し、「市職員が定期的に各施設を訪問し、保育内容や環境等について意見交換・助言等を行う。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき保育の質の向上を目指す。」と加筆しています。

続いて、意見のNo.13ですが、認可外保育施設について、「兵庫県と共同し、企業主導型保育園を含む認可外保育施設の立ち入り調査、指導を行い、市民にその結果を公表し、子どもの安全を確保してほしい。」というご意見に対し、市の考え方として、認可外保育施設等に対する監査・公表については、兵庫県との連携をより一層強化し、指導等を実施していく旨の回答をしております。

さらに、ご意見を踏まえて、【修正箇所】に記載のとおり、計画書原案67ページの第4章基本目標2-施策の方向1の【施策の方向性】の最終段落の文末に、「子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。」と加筆しています。

続いて、資料の3ページをご覧ください。教育・保育についてのご意見は26件あり、取扱区分はすべてDとなっております。

主な意見内容としては、「市立幼稚園・保育所のあり方」に関するもの、待機児童対策に関するもの、市立幼稚園の3年保育に関するものでした。

3ページのNo.18～20にかけて、「0歳児のニーズ量や提供量が過剰ではないか」というご意見が複数ありました。これらのご意見に対する市の考え方として、0歳児の利用定員については、年度当初は定員に空きが生じているものの、年度途中から定員が不足する傾向があることから、今後も0歳児の保育定員の確保は必要であること及び施設整備については、低年齢児のみならず、3歳児以後の受皿確保も含め、各圏域での待機児童の実態や既存施設の定員等も踏まえて、適正に整備していく旨の回答をしております。

続いて、資料の4ページをご覧ください。No.27～31にかけて、市立幼稚園での3年保育の実施に関する意見が複数ありました。これらのご意見に対する市の考え方として、令和3年4月から岩園幼稚園において試験的に実施していくこと及び今後の3歳児クラスの応募状況等を踏まえ、市立幼稚園での3歳児

保育に対するニーズを検証していく旨の回答をしております。

続いて、資料の5ページをご覧ください。全体を通して、市立幼稚園の位置付けや閉園を不安視するご意見が主なものとなっております。これらのご意見に対する市の考え方として、市立幼稚園には、就学前施設の核としての果たすべき役割や社会的存在意義があると考えているため、今後の社会情勢の変化や保護者のニーズ等を見据える中で、一定数は存続させる必要があると考えていることや、今後も幼稚園合同説明会やオープンスクールなどで周知を図っていく旨の回答をしております。

続いて、資料の6ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業についての意見は11件あり、取扱区分はCが1件、Dが10件です。

No.41～48にかけては、放課後児童健全育成事業に関するご意見であり、主な意見内容としては、民間委託に関するものと待機児童対策に関するものでした。これらのご意見に対する市の考え方として、一部民営化については安定的で持続的な事業を継続させるために実施したものであり、今後は第5章に記載しているとおおり、待機児童を出さないよう、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討し、今後の方向性や確保方策のとおり実施していく旨の回答をしております。

続いて資料の7ページをご覧ください。No.49において、「山側の地域の方などがアクセスしやすい室内の遊び場がほしい」というご意見に対して、取扱区分を原案に考慮済みのCとし、地域子育て支援拠点事業について、第5章に記載しているとおおり、令和6年度までに山手圏域で実施を予定している旨の回答をしております。

続いて、資料の8ページをご覧ください。その他の意見については5件あり、取扱区分はすべてDとしております。No.52～55にかけては、市立精道こども園の運営面や教育・保育施設整備事業者の選定に関するご意見でした。また、No.56は個別の事業に対するご意見であり、これらの意見に対する市の考え方については、記載のとおりです。

資料1の説明は以上です。

最後に、パブリックコメントの意見を反映した箇所以外の計画原案の修正箇所について2点ご説明します。

当日資料としてお配りした資料3をご覧ください。平成30年度の地域子ども・子育て支援事業の実績評価についてです。こちらは昨年8月の第2回会議において、皆様に協議いただいたものですが、その際にご報告した時間外保育事業の実利用者数について、誤りがありましたので訂正してご報告するものです。資料の上段が時間外保育事業の修正前の報告内容で、下段が修正後の内容です。訂正部分を赤字で示しております。

平成30年度実績欄の実利用者数を748人としておりましたが、実際は545人でした。その結果、平成30年度目標であった596人に対して、実際のニーズ量が545人となり、達成の有無欄に記載のとおり、提供量を満たさ

ず、評価基準に照らして、AからB評価となりました。報告人数が誤っていた理由ですが、保育所等の利用者は、保護者の就労時間等により、保育標準時間認定と保育短時間認定の2種類に分けられます。この計画における時間外保育事業のニーズ量は、第1期計画策定時に実施したアンケートで18時以降の利用希望者を基に算出された数字ですので、例えば16時30分～18時までの利用など、18時以降の利用以外も含む保育短時間認定の利用者数は実績人数から除外すべきでしたが、第2回会議の報告時点では、保育短時間認定者の利用者数も含めた人数であったため、今回修正を行った次第でございます。申し訳ございませんでした。

なお、平成30年度評価につきましては、現在策定中の第2期計画の12ページ「第1期計画の評価」の(3)地域子ども・子育て支援事業(13事業)の表にも掲載しておりますので、今回の訂正に伴い、同じくAからBへ修正いたします。

さらに、第2期計画の106ページ、第5章(1)時間外保育事業(延長保育時業)につきまして、実施状況の表の上段を「利用者数」としておりましたが、第1期計画と同様に「登録者数」という語句に変更しております。

長くなりましたが、資料1と資料3の説明については以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。先ほどの説明について何かご意見やご質問などはありますか。

(友廣委員) 資料1のパブリックコメントの結果に「市の考え方」と書いてありますが、これはあくまでも市の考え方であって、この子ども・子育て会議でこう回答したという意味ではないですね。

(事務局廣瀬) パブリックコメントは、市民からのご意見に対して、市がどのように考えるかをお示ししております。

(友廣委員) この会議後も、「市の考え方」は、この子ども・子育て会議での考え方ではなく市の考え方であるということですね。

資料1の1ページのNo.4ですが、質問者は保護者が第一義的責任を有するという点に関して質問していますが、質問した方も否定はしていません。その上で子育て支援に関して市は何をしてくれるのかという問いかけに対して、その答えがこれで良いのでしょうか。質問に答えていないような気がします。

また、No.5で、国が示している考え方に沿って行っているという回答をしており、他の箇所でも見受けられますが、国が示していることが果たして正しいのでしょうか。市もそれを正しいと同意して行っていて、国が言っているから仕方なくという話ではないとはっきり言ってほしいです。国が示しているから行っているという風に見えます。

続きまして、No.9, No.10, No.11, No.12の「市の考え方」で、「保育の質の目標設定は行うものではございません。」と言い切って書いてありますが、保育の質の目標設定はしないと切り切って良いのか疑問です。質も含めて考えていかなければならないと思います。

No.1 3, 1 4に書いている「認可外保育施設に関しても監査をしてほしい」という要望ですが、定期的な監査を県と連携してやりますと書いてありますが、定期的なというのは1か月ごとなのか、1年に一回なのか明確に教えてほしいです。

(事務局廣瀬) No.4ですが、ご質問の内容がどちらにも取れる内容であると思います。保護者の方に肩身の狭い思いをさせているというご意見ですが、子育て支援法の理念の中に、「保護者が第一義的責任を有する」という言葉があります。その中で、市としましても、社会の中で様々な方が相互に協力して保護者に寄り添っていくという考えを持っております。

2番目の、国が示している考え方という点ですが、計画に関して、国から示されているものがありますが、市の実情に応じて市の判断で変えていくということを示しています。

(事務局田中) No.9からNo.1 2についてですが、「保育の質の目標設定は行うものではございません。」という回答は、「保育の質の向上に関する取組をしてほしい」という部分ではなく、「保育の質を適切な指標で測定し、それを目標として設定する」というご質問に対するものです。国が示している第5章の教育・保育のニーズ量や、1 3事業では目標を設定して取り組んでおりますが、保育の質につきましては、回答の2, 3段落目に示しているとおりに取り組んでまいります。

(事務局廣瀬) No.1 3, 1 4の監査指導につきましては、「定期的な監査を実施する」と書かせていただいておりますが、事業の実施の中で適切な時期に監査を実施すると考えております。

(寺見会長) ありがとうございます。今の回答内容に関していかがですか。

(友廣委員) 途中色々いただいた回答についてはそれでいいと思いますが、最後の監査に関しては、やはり大事だと思いますので、どの程度どんなことをするのか明確にしてほしいです。このままいくと、年度末に少しやりましたとか、5年後に一回やりましたということになりかねないと思います。

(三井委員) 監査につきましては、国が示しております。例えば集団指導も指導監査の一つです。市では、毎年監査計画を定めて、定期的に行くようにしています。各市見ていると、例えば社会福祉法人なら何年かに一回、集団指導を行った中で前年の監査で疑義があるところは翌年も行くという方法を取っています。年度末に一回ということではなく、大体決算が終わって8, 9月頃から計画を立て、法人と日程調整をしながら、県の同行監査も行っていますので、国が出している色々なガイドラインや指針も踏まえて実施していきたいと考えております。

(寺見会長) 定期的に、年1回といったことは、皆さん共通理解されているのですか。

(三井委員) 毎月、園長会等をしており、そこで考え方を示しております。毎年必ず全件行っている訳ではございませんが、5年に一回とかそういうことはございません。

(寺見会長) 概ねどれくらいというのはないのですか。

(三井委員) 監査の指導担当課長がおり、ほぼ毎年伺っています。県との日程が合わないこともありますので全件ではないです。

(友廣委員) 今、話を聞いているだけでも何となくずるずるといきそうです。私は毎月でも実施すべきだと思っています。監査はもっと頻繁に行くべきだと思って発言していますが、答えを聞いていると、毎年行くかどうか分かりません、5年に一回かもしれないという雰囲気を感じます。私の要望としては、毎年毎月でも行かないと危ないだろうと思います。

(三井委員) 5年に一回とは言っておりません。監査につきましては、認可権があるところが実施する監査と、本市のように認可権が無いけれども、いわゆる公定価格という形で公費を出しているというのを踏まえて実施する監査があります。市が認可権を持っている監査もあります。国も連携しながら行うこととしていますので、通常はまず集団指導を行い、一斉に調査票を送って回答してもらい、それ以外に定期的に3年に一回とか4年に一回実施します。5年に一回ではありませんし、ずるずるではなくきちっと実施してまいります。できるだけ多くの法人に実施したいと考えていますし、市では認可権の無いところにつきましても、県への同行監査を行っています。

(寺見会長) 集団指導というのは、施設への訪問はありますか。

(三井委員) 集団指導をする場合は、来庁いただいて最新の情報等をお知らせし、一斉に調査票を送付してそれに基づいて行きます。県と市で重複しないようにする必要もありますので、それを踏まえながら実施しているところです。

(西村副会長) 資料1のNo.9からNo.12で、保育の質の話が出ましたが、「保育の質の目標設定を行うものではございません。」と言い切るのは、私も表現を変えた方が良いと思いました。保育の質を向上させると明言しておきながら、質の目標設定をしないという矛盾した事柄になってしまいます。

また、保育の質の向上に使う「保育所における自己評価ガイドライン」ですが、抽象的表記が多いもので、保育内容に関してこれで評価して、課題を見つけて、向上させるという過程を作りにくいものだとして解釈しております。本当に保育の質の向上を見せていくのであれば、きちんとした評価スケールを使って、評価、改善点を見つけ、課題に取り組んでいき、質を向上させるというサイクルを作っていくことをお勧めします。保育環境評価スケール、「エカーズ」、「イターズ」というものがありますが、世界標準です。実際にそれを使って、尼崎市や箕面市では、自治体規模で利用を始めたところもあります。自治体に限らず、私立幼稚園や私立保育所で利用しているところもありますので、これを機会に是非ご覧になってはいかがでしょうか。

先ほどから出ているNo.13の監査の、認可外保育施設に対する監査についてですが、監督省庁の監査というのは経理面であり、補助金を下ろし、それが適正に運営されているかというチェックのことです。不正運用は許してはいけませんので、そのチェックは必要です。ただ、そういった帳簿関係のチェックは年に1、2回の頻度で十分です。毎月行ってチェックしても変化が見えないで

すし、短期間で大きなお金が動くわけでもありませんので、財務面に関する監査は定期的に1年単位が適切かと思いますが、質問者や友廣委員が指摘している監査というのは、まさに実践のところですか。子どもが本当に大事にされているか、適切に保育がなされているかをきちんと見ていく必要があります。

指導権は行政に無いので、なかなか介入は難しいですが、ただ子どもの死亡事故は認可施設より認可外保育施設の方が多という現実がありますので、そこを踏まえて、教育的指導と言うと偉そうですが、連携・協働という姿勢であれば頻繁に、半期に一度くらいは訪問して、保育内容を確認して困っていることがないかなど一緒に考えていく姿勢を持てたらいいなと感じました。

(伊藤課長) No.9, 保育の質の目標設定の文言修正に関しましては、確かに言葉足らずな部分はありますが、市として保育の質の向上に対する取組は、これまで同様、引き続き取り組んでまいります。西村副会長にご指摘いただいた指標スケールに関しましては、ガイドラインを作成する中で参考にさせていただいておりますが、なかなか一足飛びには難しい部分もあります。数値の目標設定については、国が示した指針の中で、直接的にはございませんので、設定は困難と表現させていただいており、文言の修正はなかなか難しいところがあると感じています。

(長岡課長) 私から保育の指導のことについてお答えさせていただきます。認可保育所につきましては、指導ということではなく巡回訪問という形で保育士や幼稚園教諭が回らせていただいて、その場において保育内容の確認や、日々の困り事を共有している状況です。認可外保育施設につきましては、平成30年度に市独自で補助を作った経緯がございますが、その際に一度施設を訪問させていただいています。今後は、委員ご指摘のとおり、芦屋の子どもさんが入所している施設ですので、認可外保育施設についても民間保育施設の巡回と同様に情報の共有や連携を行っていきたいと思います。施設数が多いのでマンパワーな部分もございますが、できるだけ取り組んでいきたいと考えております。

(三井委員) 監査の件ですが、平成30年度の実績ですと、認可保育所は12施設あり、12施設とも監査を行っています。小規模保育施設も5施設あり、全施設行っており、29年度実績も全件行っています。今後、認可外保育施設は監査権の有無がありますが、連携を取りながら年1回実施していきたいと思っております。

(寺見会長) 認可外保育施設の施設数はいくつですか。

(長岡課長) 約30施設です。

(寺見会長) 平成30年度に何に関して補助金を付けたのですか。

(長岡課長) 0歳から2歳までの待機児童が多い状況でして、認可保育所に入りたいが認可外保育施設を利用せざるを得ないという方がいらっしゃるの、仮に認可保育所に入った場合の保育料と認可外保育施設を利用しているときの保育料に差が生じた場合につきまして、その差の二分の一、上限2万円という市独自の助成を始めました。

- (寺見会長) 認可外保育施設は幼児教育の無償化とどういう関係性ですか。
- (長岡課長) 3歳から5歳までの方は、保育の必要性が認められる、いわゆる新2号と言いますが、上限3万7千円まで個人に対して助成をするということです。
- (寺見会長) 認可外保育所が幼児教育の対象になることの検討委員会のようなものはありますか。個人への助成の認定はどこでしているのですか。
- (長岡課長) 保護者から市へ手続きを取っていただき、市が認定します。
- (寺見会長) 個人の申請による認定ですね。無償化の対象となる施設の認定はどこでしていますか。
- (長岡課長) 無償化対象施設の認定と保護者の認定と2つありまして、保護者の認定は、先ほどご説明したとおりで、保護者からの申請により教育、保育の必要性があるのかという点で認定しております。施設の認定につきましては、認可外保育施設は県へ認定の届出をしていただくこととなります。届出をして、市が確認を行うという作業がございます。確認を行った施設については無償化の対象になるということです。
- (寺見会長) つまり、確認を取るというのは、ここは幼児教育をしていますという確認を取るという意味ですか。
- (長岡課長) 県に届出がなされていて、実際に事業がなされているということの内容を確認するということです。
- (寺見会長) その確認する事業の内容というのが、幼児教育の無償化の対象になるような幼児教育をしているということではないのですか。
- (長岡課長) 具体的な細かい内容までは確認をいたしません。認可外保育施設としての届出がなされていて、実際に教育・保育がなされていることを確認するということです。
- (寺見会長) なぜこのようなことをお聞きするかと言いますと、先ほどの説明のとおり、保育の質の指標のところで管轄が異なるので検討するのが難しいことはよくわかります。そういうところで、無償化に関する確認を幼児教育の内容を持ってしていたのであれば、そういう組織がチェック機構になればいいと思ったのです。そういったシステムを取っているところもあります。政令指定都市かどうかでも異なりますが、認可外に対して幼児教育の無償化の対象園になるかどうかを審査する委員会があり、書類を申請してもらって、保育所保育指針と幼稚園教育要領の内容に基づいた教育をきちんとしているかどうかチェックするのです。そこでお金が出ますので、定期的に抜き打ちで審査に行くのです。ほぼ年に一度は行っています。市町村によって事情が違いますので、そのようなチェック機構を作る必要があるとおっしゃっているのだと思います。
- 確かに保育の質を指標で表すのは非常に難しい問題です。幼児教育に関する内容や保育所保育指針に基づいた保育が認可外保育所できちんに行われているかということ、申請書類を扱っているところがあるのであれば、そういったところで併せてチェックできればと思います。誰かがどこかで見ておかないといけないと思います。特に幼児期はとても大事ですから、監査とは別で保育の

運営を行政の方でチェックすることが必要ではないかと思います。

また、「保育の質の目標設定を行うものではない」という否定的な表現を使わない方がよいと思いますので、もう少し工夫したらいいと思います。委員の皆さんも、具体的にどうすればよいか、どう修正すればよいかということも併せてご意見をいただければと思います。

(武田義委員) 今、子どもを預けている保護者として、施設への抜き打ちのチェックが無いということに驚いています。よく言われるお金の使い道というのは正直なところどうでもよくて、子どもたちが楽しくすくすく育ってくれればいいのです。抜き打ちで突然行ってもらいたいです。私は保育園に突然行ったりしますが、いつでも見ていってというように自信満々で迎え入れてくれるので、保護者が自由に行けるとか役所の方がいきなり行っても全部見ることができるようにしてもらっていると思っていたので少しショックを受けています。

(寺見会長) なかなか抜き打ちは難しい問題がいっぱいあって、私が知っているところでは、それまでの経緯があって抜き打ちで行くと事前に伝えて実施しているので、それが無ければ法的に抵触することもあります。

(三井委員) 抜き打ちは可能ですが、児童の身体的な安全性に危険がある場合などです。ただ、予定しておいて行くのはどうかということも確かにあります。

寺見会長がおっしゃった質の話ですと、認可外保育施設は県事業として巡回指導というのが仕組みとしてあります。ただ、本市も知らないと言うのではなく、民間保育所や認定こども園へ保育士が定期的に巡回訪問しています。今後も認可外保育施設へ拡大していかなければならないと認識しております。今回、認可外保育施設の確認に当たっては、県と同行して基本的には監査担当が施設へ行っております。

(西村副会長) 様々な制約がある中でいただいた回答だと思います。是非前向きに検討をお願いしたいです。

(寺見会長) 他にいかがでしょうか。

(横山委員) パブリックコメントの結果はDが多くて残念ですが、資料を読むと仕方がないと思いました。資料1の3ページのNo.18, 19, 20の「0歳児の枠が多いのに対し、3歳児の枠が少なくそれがアンバランスである」という意見はこの会議でも保育園の園長先生からも同じような意見が出ています。また、待機児童については一般的にも言われている問題ですが、この議論について、私はどれだけ話を聞いても、いつもよく分からず、足りると言っている人もいれば、足りないと言っている人もいて、その読み方によって全然違って、パブリックコメントをすると、このように0歳児の枠は足りているので3歳児の枠を増やしてほしいという意見が多く出てくると感じています。これに対して、市の考え方というのが、0歳児は最初、空いているが、途中から増えてくるので必要だと思うという、お互いの意見が相反している気がしていて、市ももちろん色々考えてこういう結果になっているので、市の考え方でいいと思いますが、いつまで経っても同じ議論を繰り返しているの、ニーズ量や見込み量は考え

た結果、こうなっているということが、原案に記載の数字からは理解できないと思います。もう少しページ数を割き、表や図を使って、この結果がベストであるということを説明するべきだと思いました。

(事務局廣瀬) 横山委員がおっしゃった分かりにくいという意見はそのとおりだと思います。細かく説明すれば良いですが、パブリックコメントの限られた回答の中で、一定の中でお示ししなければならないので、このような記載となっています。

(横山委員) ページ数を増やさなくても何か手はあるのではないかと思います。市民からは0歳児は多いという意見はありますが、提供量とニーズ量から考えて、この数字がベストということですか。

(事務局廣瀬) 育児休業を1年取得するというのが定着してきて、子どもが1歳になるまでは一緒にいたいと、年度当初、0歳児は定員を満たしませんが、1歳児や2歳児の方に回してしまうと、途中から子どもが入れなくなるので、考えなければいけません。小規模保育事業所は0歳から2歳までなので、3歳からどこに行くか悩んでいる保護者さんもいます。その課題もクリアしながらとなりますので、この状況が伝わりづらいところではあります。利用者支援事業の一環として、市役所の窓口には保育コンシェルジュがいるので、個別の相談に乗ることができます。今後も説明に努めていきます。

(友廣委員) 今年度の4月から半年ぐらい軒並み0歳児は定員割れしていますので、そこを見て、資料1の3ページ、No.18、19、20の意見は、0歳児より3歳児を増やした方が良いと言っていると思います。

(事務局田中) 友廣委員がおっしゃるとおり、育児休暇の制度が定着するにつれて、新制度が始まった平成27年度より前から、4月当初は定員が割れており、0歳児の定員が埋まる時期が段々遅くなっているのは事実です。しかし、待機を含めて、利用している方が増加傾向にあるのも事実ですので、一定0歳の定員が必要というのも考えながらも、既存の施設の運営が苦しくならないようにという点も踏まえて、今後の施設整備を考えていく必要があります。1歳、2歳の待機児童が多いから増やせば良いという意見もありますが、芦屋市内の認可保育所において、2歳の定員が3歳を超えていますので、これ以上、1歳、2歳の施設を増やすのが難しいため、どうしても5歳までの施設を整備しなければなりません。利用している方のニーズに迅速に対応できるわけではありませんが、令和2年度から令和6年度までの第2期計画において、ニーズに対応していきたいということで、短文ではございますが、その考えを資料1「市の考え方」の箇所に記載しました。

(寺見会長) もう一つ議題がございますので、また後ほど総括して質問を聞きたいと思います。

## <内容2> 教育・保育施設に係る利用定員の設定について

(寺見会長) 続いて次第2の「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、事務局か

ら説明をお願いします。

(事務局田中) 子育て推進課施設整備係の田中です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の内容2「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」の説明を資料に基づいてさせていただきます。こちらからの説明は5分程度を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」をご覧ください。こちらの資料は、令和2年4月1日に新たに子ども・子育て支援新制度の対象施設となる各施設の利用定員の報告をさせていただくとともに、来年度当初における市内の子ども・子育て支援新制度における財政支援の対象となる施設・事業の一覧をお示しさせていただくものです。

まず、1ページに記載している項番1「令和2年4月1日設置・事業開始予定の施設について」ですが、来年度から新たに子ども・子育て支援新制度の対象施設となる幼稚園と保育所の利用定員等を記載しております。(1)では2つの幼稚園について、ページ中ほどからの(2)では2つの保育所について記載しております。

まずは(1)の幼稚園ですが、芦屋大学附属幼稚園と芦屋甲陽幼稚園が、これまでは私学助成制度を利用する〔従来型〕私立幼稚園でしたが、来年度からは子ども・子育て支援新制度における財政支援の対象となる幼稚園に移行して事業を開始することとしています。

次に(2)の保育所ですが、「ア 翠ヶ丘保育園」については、今年度の7月1日から小規模保育事業A型として19人の定員で運営をいただいておりますが、来年度からは市の認可を受けた小規模保育事業ではなく、兵庫県の認可を受ける40人定員の保育所として事業を開始されることとなります。また、「イ はなえみ保育園」については、翠ヶ丘保育園と同様に兵庫県の認可を受ける保育所として80人定員で新設をすることとしています。

また、これら2つの保育所については、いずれも公募により事業者選定した事案でございますが、事業者の選定においては、本会議とは別の附属機関である「芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会」において、第一次審査として書面審査、第二次審査として事業者面接、第三次審査として事業者が運営する施設の実地調査を踏まえて事業者として選定されたという経緯についても補足させていただきます。

次に(3)でございますが、参考として今年度当初の入所待ち児童数を記載させていただきました。今後も、保育施設の整備等を行うことで低年齢児に多く生じる入所待ち児童の解消等に取り組んでまいります。

なお、1ページの一番下に利用定員に関する注釈を記載しておりますが、いずれも現在策定を進めております第2期子育て未来応援プラン「あしや」において計画している提供量（確保方策）と同数で事業を開始される予定としておりますこと、申し添えます。

2ページをご覧ください。こちらは、1ページの内容も含めた来年度当初の

市内の子ども・子育て支援新制度における財政支援の対象となる施設・事業を一覧としてお示ししているだけです。説明は一点だけに省略させていただきます。表の最上段の行に見出しを表示しておりますが、その一番右から二列目に「利用定員数」という文字の直後に「\*」を記載し、その説明として、このページの一番下（表の外）に記載をしておりますとおり、市立幼稚園については、各園の実際の学級数に基づいて算出した定員を利用定員数として設定しますが、令和2年度の学級数が確定していないため、今年度の利用定員数を記載しており、今後変更となる場合がございます。なお、令和3年度以後につきましても入園希望者数に応じて、その受け入れを行い、認可定員を上限として、毎年度クラス数に応じた定員設定を行ってまいりますこと報告させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問などがあればお願いします。

(西村副会長) 資料2の1ページ、一番下の「(3)参考(H31.4.1の入所待ち児童数)」ですが、3歳児、4歳児、5歳児に関しては、2号認定と考えて良いですか。

(事務局田中) そのとおりです。

(寺見会長) 他に意見はございますか。特になければ、皆さんに了解いただけたということによろしいですか。

(友廣委員) 資料1、8ページNo.54の「市の考え方」の3行目「当該事案は法人における不正経理に関するものであり、事業者選定において瑕疵があったものではありません。」という言い切った表現はどうかと思います。結局、選んだ事業者が不正をしていて、開園できなかったということが起きているので、これに関して市がきちんと選定したはずでしたが、瑕疵がなかったと言い切るのはどうかと思います。

(事務局田中) このような回答をした理由について、事業者選定は事業者選定委員会で選定した結果を踏まえて市が決定します。ここで記載している「事業者選定において瑕疵があったものではありません。」ということですが、当時選定において、法人並びに法人が運営する施設の所轄庁が監査に入った通知文書や内容文書も踏まえて審査をしていますので、その当時分かりうる範囲できちんと選定いただいているので、所轄庁が分からない内容も踏まえて、事業者選定委員会で選定することはできなかったことから、事業者選定において瑕疵がなかったと考えています。しかし、この事案を踏まえて、平成28年度10月から資料1、8ページNo.54「市の考え方」の4行目から記載のとおり、主幹を新設して、運営施設において監査や、先ほど一つ目の議題で挙げた保育の質の担保と合わせた取組を行っているところです。

(友廣委員) それは県が分からなかったから、市が分からなくても仕方がないということですか。

(事務局田中) 所轄庁の文書を見て、その権限があるところが判断したことをもって、事業

者選定委員会において選定したということです。

(友廣委員) つまり県が分からなかったから、市が分からなくても仕方がないということですか。

(事務局田中) 所轄庁が分からないことを所轄庁でない市が分かりうるができないと考えているので、「市の考え方」において瑕疵がないと記載しました。

(友廣委員) しかし、市が責任もって選定委員会で選定しましたが、信用できないですね。

(西村副会長) 選定のプロセスですが、選定委員会には会計士や税理士がいて、その方が過去の会計をきちんと見て、これからの資金計画も細かく評価します。少なくとも選定委員会に出された会計資料において、法人や施設が健全に運営している確認ができて、例えば所轄官庁の話ですが、たくさん施設を持っていて、よその都道府県市町村が監査に入って、その結果、口頭指摘や文書指摘であるとか様々なグレードがありますが、監査の結果を資料として添付してもらい、その添付資料が判断の根拠になりますので、その時点でこの法人が財務面で不正をするところであるという匂いを嗅ぎ取ることは、正直難しいです。

(友廣委員) 社会福祉法人会計は普通の会計とは違うので、会計士や税理士が不正を見抜くのに役に立つかは分かりません。

(西村副会長) 社会福祉法人に係る会計を得意とする税理士もわずかながらにいます。

(友廣委員) この話も含めて、市は国や県が言ったとおりのことをすれば間違いないとかではなく、保育を含めて事業をするのは市なので、国がこう言っても市はこうするというのはないのか。失敗がないように、市がきちんと調べて子どもの安全のためにやってほしいです。国や県が言っているからと言われると疑問に思ってしまう。私が言いたいことはもっと主体的にやってほしいということです。

(事務局廣瀬) 今後も国から出ている考えを、市でもきちんと考えてやっていきたいと思えます。

また、否定的な表現は良くないという意見をいただきましたので、事務局で文言の修正について前向きに検討し、会長、副会長と調整させていただければと思います。

(寺見会長) 他にご意見はございますか。

(極楽地委員) 今日の会議を聞いていて、出てきたご意見に対して一件ずつお答えするのは難しいということがよくわかります。

他の会議でも思いますが、会議に参加されない市民の方にも何か伝わる芦屋ならではの表現があればと思います。ここに意見された方は子育てに強い思いや悩みがあると思いますので、全体的に「寄り添う」という感じが伝わると、意見された方も安心感があると思います。

友廣委員、武田委員もおっしゃったとおり、やはり保護者は「子どもたちのために」と一番に思っています。否定的な表現や難しい表現だと壁を感じてしまいますので、文章的に難しいかと思いますが、芦屋ならではの「地域の皆様

と取り組みます」といった内容をパブリックコメントの回答にも入れてほしいと思います。

(寺見会長) 他に意見はございますか。

(吉田委員) 社会的にも事故が多いのは認可外保育施設なので、今運営しながらも、保護者の方にも「認可保育施設に決まったが、辞退してこっちに決めました。」とか、今まで認可保育施設で働いていた職員が「認可している・していない関係なく、子どもの成長を見守って過ごせる場所を」ということで、仕事として選んでいます。運営しながら、認可外保育施設の理解がされないことを残念だと考えています。茶屋呉川保育園は兵庫県の管轄で、昨年10月の無償化の際に兵庫県の監査が来た時に、芦屋市も一緒に来たので、どちらの監査も入っています。

子育て会議で情報がほしいと意見したところ、情報が入ってくるようになり、ありがたいと思っています。地域に入っていくことが難しく、認可外ということだけで判断されてしまうので、芦屋市にある認可外保育施設は大丈夫ですという打ち出しを芦屋市としていただければと思います。芦屋市内に認可外保育施設があつて安心かどうか分からないと思われたまま運営している立場なので、今は兵庫県に聞かないと安心かどうか分からず、芦屋に住んでいる人が市内のあの認可外保育施設は安全か確認に行つて「それは兵庫県の管轄です。」と言われると安心して預けることができないと思います。方法は問わないので、芦屋市内にある認可外保育施設は安心ですと芦屋市から発信してもらえると、認可外保育施設の職員もやりがいを感じるし、保護者の方も安心して預けることができると思います。

先ほど待機児童の話になりましたが、待機児童の数字に認可外保育施設は入らないので、0歳は定員割れという施設もあるが、私の施設に限っては定員12人で、保護者がそこに5歳を1人だけ預けることもないので、幼稚園や大きな施設に流れてしまいます。なので、やはり0歳、1歳、2歳の需要が高いです。しかし、芦屋市の数字にはそのことが入っていません。芦屋市には認可外保育施設は30施設ほどあるとお聞きしましたが、0歳、1歳、2歳はそこに流れていると思いますし、入る方が多いという印象があります。数字に入れてほしいとかではないのですが、認可、認可外関係なく、芦屋市内にある子どもを育てる保育施設として、市民の方に打ち出す方法を考えていただきたいです。私たちが認可外だから適当に保育をしているわけではないので、そのために監査が必要であれば施設もきちんと準備するし、1つの認可外保育施設だけで発信は難しいので、拾ってもらえる方法があるとありがたいと、今日の会議を聞いて思いました。

(寺見会長) 貴重な意見をありがとうございます。認可外保育施設は認可していないことを認可しているので、そこは私たちも理解しなければいけません。

(武田義委員) 他の名称があると良いですね。

(寺見会長) しかし、担当は兵庫県なので難しいです。

今回、保育所保育指針が改訂になったり、認可外保育施設も保育所となった

り、ナショナルスタンダードの中でやってくださいという指令が出ています。認可、認可外関係なく芦屋市にある子どもを預かる重要な保育施設として、質の高いことをしていかなければならないという認識を芦屋市として持っていないといけないと思います。

(事務局池永) 吉田委員がおっしゃったことですが、芦屋市としては、認可、認可外関係なく、芦屋市の子どもなので、認可外保育施設も含めて、保育の質の向上を一緒にやっていきたいと考えています。認可外保育施設の方にも見ていただき、認可保育施設長にも入ってもらい「芦屋市 保育の質の評価」を作成しています。質を評価することは難しいですが、保育所保育指針を基にした質の向上のチェックシートを作成中で、2月に認可保育施設で試行しているところです。認可外保育施設でも取り組んでいただく予定です。

また、最近では認可保育施設に認可外保育施設のお子さんを呼んだりしています。認可外保育施設だから関係ないということではなく、オール芦屋でやっていきたいと考えています。

(寺見会長) ありがとうございます。子ども・子育て会議も交流の場になればと思います。他に意見はありますか。

(武田義委員) 地域の人から見ると、認可外保育施設は何をやっているか分からず、見学できないような施設もあります。秋のだんじり祭りや、商工会では七夕やハロウィーンのお祭りをやっているの、施設からそういう行事に積極的に参加して、地域の子どもを楽しませることで、それが評判になり施設を知ってもらう方法もあります。地域の事業に積極的に参加してもらえればと思います。

(寺見会長) 皆様、ありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、一旦事務局にお返しします。

(事務局廣瀬) 皆様、様々なご意見をいただきありがとうございました。

今後の流れですが、本日いただいた意見や内容を整理し、細かな表現や文言の修正を含め、事務局内で最終調整させていただきます。

また、本日は委員意見シートを配布しておりませんが、会議後にお気づきの点がございましたら、2月17日までに事務局までご連絡ください。

今後は、2月19日に推進本部幹事会、25日に推進本部会で協議し、市として最終決定し、3月上旬に市議会へ報告します。

最後になりますが、冒頭申し上げました通り、今年度の子ども・子育て会議は本日で最後となります。昨年度から計画策定に向け着手し、アンケート調査票の調査項目や計画本編の内容について、限られた時間の中で、多くのご意見をいただき、また会議後の意見シートもご活用いただきました。ようやく計画策定もここまでたどりつくことができましたのは、ひとえにご多忙の中、未来の芦屋市の子どもたちが明るく健やかに育っていく社会を目指しながら、我々事務局にお付き合いくださった委員の皆さまのおかげであると認識しております。事務局を代表しまして、この場をお借りし、感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。誠にありがとうございました。

事務局からは以上です。

(寺見会長) ありがとうございました。

では、これを持ちまして令和元年度第5回芦屋市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>